

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月27日

静岡県知事 川勝平太

**静岡県条例第56号**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例及び静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

**第1条** 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成27年静岡県条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
執行機関	事務	執行機関	事務
(略)		(略)	
2 知事	(略)	2 知事	(略)
		3 知事	静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（以下「私立高等学校授業料減免事業費補助金事務」という。）
		4 知事	静岡県私立専修学校等授業料減免事業費補助金の交付の申請の受付、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（以下「私立専修学校等授業料減免事業費補助金事務」という。）
3 (略)	(略)	5 (略)	(略)
4 (略)	(略)	6 (略)	(略)
5 (略)	(略)	7 (略)	(略)
6 (略)	(略)	8 (略)	(略)
7 (略)	(略)	9 (略)	(略)
8 (略)	(略)	10 (略)	(略)

別表第2 (略)

執行機関	事務	特定個人情報
(略)		
3 知事	(略)	
4 (略)	(略)	
5 (略)	(略)	
6 (略)	(略)	
7 (略)	(略)	

別表第2 (略)

執行機関	事務	特定個人情報
(略)		
3 知事	(略)	
4 知事	私立高等学校 授業料減免事 業費補助金事 務	就学支援金によ る就学支援金の支 給に関する情報で あって規則で定め るもの
5 知事	私立専修学校 等授業料減免 事業費補助金 事務	就学支援金によ る就学支援金の支 給に関する情報で あって規則で定め るもの
6 (略)	(略)	
7 (略)	(略)	
8 (略)	(略)	
9 (略)	(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部改正)

第2条 静岡県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成20年静岡県条例第20号）の一部を次のよう  
に改正する。

改正前	改正後
別表第1 (略)	別表第1 (略)
1～4 (略)	1～4 (略)
	<u>4の2 静岡県私立高等学校授業料減免事業 費補助金の交付の申請の受付、その申請に 係る事実についての審査又はその申請に対 する応答</u>
	<u>4の3 静岡県私立専修学校等授業料減免事 業費補助金の交付の申請の受付、その申請 に係る事実についての審査又はその申請に 対する応答</u>
5～21 (略)	5～21 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。